

学生の皆さんへ 学務部よりお知らせ インフルエンザに罹患した後の届出について

インフルエンザに罹患して欠席した場合、従来は大学に登校する際「登校許可書」に行きつけの病院等の医師に証明してもらい、事務局に提出してもらっていました。

令和2年1月からは、行きつけの病院等の医師の証明が不要になります。

「登校許可書」の代わりに「**インフルエンザ治癒報告書**」を事務局に提出していただくことで、確認することになりましたのでお知らせいたします。

ただし、**次の事項に注意して「インフルエンザ治癒報告書」を事務局に提出してください。**

注意事項

- 1 インフルエンザの感染が疑われる場合は、必ず行きつけの病院で受診すること。
- 2 インフルエンザと診断された場合は、医師に発症日を確認すること。
(高熱等の明らかな症状がないインフルエンザの場合もあるため。)
- 3 登校するにあたっての医師の診察の必要性については、主治医等の指示に従うこと。
- 4 インフルエンザに感染(疑いを含む)した場合は、法令の規定により出席停止扱いとなること。
《出席停止の期間の基準》
発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。
(解熱した後2日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合は、出席できない。)

例：「発症した後5日を経過」の数え方

曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
例1 発症後 2日目に 解熱	発熱等の 症状発症 出席停止		発症後 2日目に 解熱				登校して もよい日	
数え方	発症 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
				解熱後 1日目	解熱後 2日目			
例2 発症後 4日目に 解熱	発熱等の 症状発症 出席停止				発熱後 4日目に 解熱			登校して もよい日
数え方	発症 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
						解熱後 1日目	解熱後 2日目	

- 5 インフルエンザ治癒報告書は、大学ホームページからダウンロードするか、各キャンパスの事務局に取りに来ること。
- 6 インフルエンザ治癒報告書には、必ず病院等で受診した際の領収書及び処方された薬等の明細書を添付すること。
- 7 インフルエンザ治癒報告書は、東黒牧キャンパスにあっては学務部に、呉羽キャンパスにあっては事務室に提出すること。